

正しく

屋外広告物のルール、 守っていますか？

既存の広告物に下記のような事例が
多数見受けられます。
今一度、点検をお願いします。

許可対象なのに
許可を受けていない



許可期限が過ぎている
のに更新されていない



寸法や構造等の変更が
あったのに変更許可を
受けていない



» 非自家用広告物・7m²を超える自家用広告物は、すべて許可対象です。
申請漏れをがないか確認し、速やかに申請してください。

» どちらも手続きが必要です。
申請を忘れずに！



工作物確認を
受けていない

高さが4mを超える広告物の設置にあたっては、建築基準法に基づく工作物確認を受けなければならぬ場合があります。
未確認の場合は建築士などの専門家に相談し、建築基準法への適合性を確認してください。

不燃材料を
使っていない

防火地域にある広告物で、建築物の屋上に設置されているもの又は高さ3mを超えるものは、その主要部分を不燃材料で造る必要があります。
不燃材料を使っていない場合は速やかに改修してください。



防火地域内外のご確認についてはこちら

大阪市HP「地図情報サイト マップナビ大阪」



大阪市 防火地域

検索

不燃材料のご確認についてはこちら

国交省HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」



国交省 構造方法 認定

検索